

第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会（第3回） 会 議 録

日時：令和8年6月29日（月）10:00～11:45

場所：川崎市役所本庁舎 2階 201会議室

次 第

1. あいさつ
2. 議事
 - (1) 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けたニーズ把握について
 - ・障害のある方の生活ニーズ調査結果（施策別課題分析）【資料1】
 - ・自立支援協議会意見書【資料2】
 - (2) 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定の方向性等について
 - ・第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定の方向性について【資料3】
 - ・国指針の改正について【資料4】
 - ・第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定スケジュールについて【資料5】
3. その他

配布資料

資料1：障害のある方の生活ニーズ調査結果（施策別課題分析）
資料2：自立支援協議会意見書
資料3：第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定の方向性
資料4：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（概要）
資料5：第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定スケジュール表
参考資料1：自立支援協議会意見【前回（第5次計画）改定時】
参考資料2：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（通知）
参考資料3：障害福祉計画「重点目標」に係る改正内容一覧
参考資料4：第2回策定委員会における御意見・回答
その他資料：意見書

出席者（敬称略）

出席委員…鈴木委員（部会長）、安保委員、伊東委員、小泉委員、志賀委員、隆島委員、行實委員、渡部委員

事務局…障害保健福祉部：丹野部長

障害計画課：山口課長、横山課長、石井係長、谷本職員、竹内職員

障害者施設指導課：鷺見課長

障害福祉課：泉課長

精神保健課：山寺課長

障害者社会参加・就労支援課：柊宜課長

総合リハビリテーション推進センター：柳原副所長

総合リハビリテーション推進センター総務・判定課：平井課長

総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課：塚田課長

地域包括ケア推進室：竹田課長

事務局 (山口課長)	これからの議事進行につきましては、鈴木部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
鈴木部会長	皆様、改めましておはようございます。オンラインで御参加の先生方ありがとうございます。これより議事進行をさせていただきたいと存じます。 年度が改まり、第3回目の策定委員会ということでございます。丹野部長からのお話にもございましたとおり、計画はいよいよ来年の4月施行ということでございます。より充実した内容になるように、今日は計画の基となる生活ニーズ調査結果が詳しく皆様で検討できますので、御意見の程よろしくお願い申し上げます。 皆様のお手元にメールにてお届け済みかと存じますが、この会議は2時間以内には終わらせたいと思っております。御意見を伝えきれなかったものがございましたら、意見書を御活用いただければと思います。 会議の公開等について、川崎市では、川崎市審議会等の会議に関する条例に基づき、審議会等を原則公開としております。本日傍聴人の方がいらっしゃる場合にはご入室いただきますが、本日傍聴人はいますでしょうか。
事務局 (山口課長)	傍聴人はございません。
鈴木部会長	では、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思います。 議事(1)第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けたニーズ把握について、事務局より御報告をお願いいたします。
事務局 (石井係長)	<議事について、資料1に基づき説明>
鈴木部会長	ありがとうございます。調査に基づく結果の概要について御報告いただきました。大変丁寧にとりまとめていただき、ありがとうございます。後ほど、自立支援協議会からの意見書について、併せて御説明をいただきたいと思います。 資料1：生活ニーズ調査の結果、施策別の課題分析について、皆様から御質問、御意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。 皆様が考えている間にいくつか申し上げたいと思います。施策1と3に関連して、相談に関するニーズが大変多いということでございます。相談については、計画相談が不足していることがかなり挙がっているところですが、御承知のとおり、この後に御説明いただくかもしれませんが、望まないセルフプランをなくしていく方向性が国から出ております。大変残念ながら、大都市全体の話ではありますが、計画相談の充実について大きな時間を割いていかないと、なかなか難しい状況にあるのではないかと考えております。ただ、大都市が押しなべて足りないかというところではなく、神奈川県内では例えば横須賀市は中核市ですが、割と一定の計画相談を持っているところもあります。川崎市は人口が100万人を超える大変大きなまちと存じ上げておりますが、やはり行政としてここをどう強化していくのか、次の計画でしっかりと施策の中に位置付けていただきたいということがございます。 もう1つ申し上げますと、重層的な相談支援体制の中で障害の部分はどう位置付けるのか、他の分野との連携をどのような形で考えていくのかということも、しっかりと明記していただく必要があるかと思います。社会福祉法の改正では人材のところが非常に大きな課題となっており、計画でも施策5に人材のことが出ておりました。人材をどのような形で確保し育てていくのか、新しい改正法では

	基本的に都道府県の役割となっております。しかし、政令指定都市である川崎市においては、相当の取組をしていく必要があろうかと思っております。 施策5で、医療的ケア、重症心身障害では、利用申込みを断られたことがあるが40%となっておりますが、私は断られた理由の多くは人材の質の問題になっている、人の量だけではなく医療的ケアを担う人材、あるいは強度行動障害の方を支える人材など、質の高い人材がどのくらい育成できているのか、こちらも先ほど申し上げた法改正で人材のところを重視していることと併せもって考えると、ここは強く計画の中にしっかりと書き込んでいくべきだと思っております。 最後に、施策8の合理的配慮について御要望があります。最近思うところでは、障害者差別解消法の改正によって事業者に対する合理的配慮の提供が義務付けられましたが、そこが強調されるあまり、行政の環境整備や取組が少しトーンダウンしているように、個人の印象であります但し得ない気がいたします。民間で頑張れと言っており、もちろん事業者で頑張っている他方で、法設定の当初から合理的配慮の提供義務を負っていた行政が今どのような状況にあるのか、さらに環境整備も含めて事前にそういったことをよくしながら環境整備をしていくことは、やはり私は行政ならではの取組ではないかと思っておりますので、この辺りも充実させていただきたいと思った次第です。お答えを求めた方がよいのか、意見としてお聞き届けいただく方がよいのかわかりませんが、最初の発言とさせていただきます。この後に皆様から御意見を伺いたいと思います。
事務局 (山口課長)	計画相談の部分については、大都市の実施率が低い中で、大都市の中でも川崎市は低いという状況があり、計画の中で取り組んでいかなければいけない部分かと思っております。ただ、国の言う「望まないセルフプラン」という部分で、計画相談の実施率が低いことは全ての人が望まないセルフプランなのかというところは、計画相談を利用していない方の状況等を精査する中で、支援が不足している、本来は計画相談で行っていただきたい部分がセルフプランにならざるを得ないという状況があれば、市として計画の中に位置付けて特定相談支援事業所の枠の拡大は行っていかなければ、望まないケアプランの解消には向かっていけないのではないかと考えているところでございます。 人材の部分に関しても、計画相談支援でケアプランを作るにあたって、障害福祉分野に入っていただく方が少ない状況にあります。計画相談支援を行う事業所の少なさと併せて、障害分野に意欲を持って入っていただく方をいかに集めてくるか、というところがございます。国でも今回、人材という部分は基本指針の中で強く打ち出している部分もございしますので、国の取組に加えて川崎市として何ができるのか、議論いただいた中で位置付けていく必要があると考えているところでございます。 サービス拒否の部分については、同じように人がいないから利用者が求めるサービス提供ができずにお断りしている、事業所数が絶対的に足りているかという部分に関していろいろ考え方はあるのですが、事業所数があっても障害のある方が求めているサービスを提供できる事業所が少ないというところになると、そのマッチングが必要になり、事業所としては業務として行っているのですが、自分たちのサービスを提供しやすい部分に向かっていくのですが、障害のある方がそのサービスを求めているかというところ、そこがなかなか合わないために申込みがあってもお断りしている状況はあるかと思えます。アンマッチの状況は我々も把握した中で、利用者が求めるサービス事業になるように、政策的に補助

	金で誘導するのか、加算で誘導するのか、いろいろな手法はあるかと思いますが、事業所数があり、利用者とサービスがマッチングするような形でサービス事業所のあり方を検討していく必要があると考えているところでございます。 合理的配慮の部分については、民間事業者に対して配慮を求めることで行政の責任が免除や放棄をされたということではなく、行政に対しては合理的配慮を求めることの普及啓発や、法の趣旨等を民間事業所とともに合理的配慮がいかなる方向に向かっていくべきか考えていく必要があると思いますので、民間事業所の活動とともに行政の役割をしっかりと果たせるような形で法の運用、適用を行う必要があると考えているところでございます。
鈴木部会長	ありがとうございます。1つ付け加えさせていただきますが、計画相談のところで精査をしていただくことをぜひお願いしたいと思っています。精査にあたっては、最初から「サービスが足りないからやってください」という人や、児童などの場合には「親がやるから大丈夫」といったこともある一方で、障害ケアマネジメントという支援をしっかりと受けたことによって、「やっぱり受けてよかった」という人もいます。要は、ケアマネジメントを受けた経験があるかないかによって変わってくる部分もありますので、精査の際には様々なケースを想定いただきながら行っていただけるとありがたく思います。
志賀委員	ニーズ調査の児童の部分です。国はこども家庭庁になり、ライフステージ毎の支援の引継ぎや教育等との連携といった形で、丁寧な施策を求めていると思います。川崎市では、このような施策を主に障害のプランで立てるのか、こども家庭センターの方で立てるのかわかりませんが、すでに、療育センターの予約が一杯でなかなか診療につながらないということで、川崎市子ども発達・相談センター（きっずサポート）ができています。それ以外にも、子どもの相談として母子保健と福祉を一体とした相談窓口は川崎市にもあると思いますが、横浜市や他の地域を見てもおおむね出生した方の2割以上は、そういった相談のニーズがあるというのが現状なのだと思います。児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する方を見ても、例えば放課後等デイサービスではここ10年で4倍くらい利用者が増えています。子どもの領域は、療育センターの対象児のニーズ調査が出てきません。実態としては、子どもの発達に関する相談はそれ以上に大きなニーズがありますし、学校教育の場でも特別支援教育は8%くらい使われていますし、プラス通常学級でも課題のある発達障害のリスクのある児童生徒が8~9%ということですから、このような子どもたちの問題をすべて障害のプランで考えるならなかなか難しいと思います。特別支援教育や発達障害のリスクがある20%弱の子どもが多くは、大人になるときは障害者手帳を取得しない方だと思いますが、現段階ではこのプランで検討・記載する内容になるのだろうと、このニーズ調査を見ていて思いました。御意見いただければと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。この調査では、補足できるところとそうでないところ、こういう言葉がよいのかわかりませんがグレーゾーンといいたいでしょうか、この辺りがどうかというところでございます。
事務局 (横山課長)	こども家庭庁が令和5年にできて、子ども施策全般の中に障害を含めた取組を進めていくということで、分けずに連続性を持って行っていくということです。 川崎市では子ども発達・相談センターが全区に設置され、対象者層のすみ分けをしており、今まで療育という名称を聞くと少し躊躇する親がいて、なかなか療育につながらない方もいらっしゃるのですが、「きっずサポート」という名称を

	使いながら気軽に相談できる体制になっており、相談件数も大きく伸びてきています。一方、療育センターには中・重度、医療的ケア、障害者手帳を取得できる方と、より専門性が必要な人を対象にしており、これは人材育成にもつながってくるのですが、そういった対象像を分けた取組を今進めているところです。 ノーマライゼーションプランでも教育と子ども、福祉、医療連携は行っていますが、言葉だけではなく、現場で実際行っている学校と療育センターの取組は一部であり、確立したものが特にないので、療育センターも工夫して状況確認シートというものを独自に作り、学校の取組と療育センターの取組の共有を始め、切れ目のない取扱いも行っているところです。そういった意味では、教育プランの現計画の中にもプロジェクトとして検討されてきているところでもあります。庁内での連携会議もございますので、誰ひとり取り残さないように相談支援をつなげていきたいと思っています。
志賀委員	計画相談をなるべく増やすということで、全国ではかなり規模が大きいところでも児童だけは 100%の実施を目指している地域はいくつかあり、今言われたように、将来的には多分 8 割の方は障害福祉サービス等を受けないという方のプランを計画相談で立てており、逆に成人の方で計画を立てきれない人が出てくるといった問題も出ています。児童発達支援、放課後等デイサービス、学校保育所等訪問といった給付のサービスが障害にかかっているのか、その辺はどうバランスをとるのか結構難しい、ここ 10 年で大きく変わった課題かなと思いました。
事務局 (横山課長)	しっかり検討させていただきます。ありがとうございます。
鈴木部会長	この問題はどこまで、どういう形で、誰が対応していくのかという難しさを改めて感じさせられたところでした。 まずは会場の皆様から御意見を承り、その後オンラインの委員からも頂戴できればと思います。
安保委員	いろいろ全体的に見せていただいた印象としては、身近な相談についてかなり困っていらっしゃるのだろうなというところです。 1 つは、先ほどから仰っているように相談支援のところがかなり不足していて、計画相談に結び付いていない。結び付けることが絶対だとは思いますが、相談支援センター、川崎市でいう委託の相談支援事業所のようなところが、サービスを使っていない方の相談先であったりすることのつながりがうまくできているのか、できていないのかというようなことも課題に挙がってきているのだなということや、サービスについても、例えば短期入所が使いにくいというようなところかと思っています。私の法人で短期入所を行っている関係でいうと、おそらくコロナ禍で感染すると来所できなかった、施設として利用を止めてしまったところもあった中で、どこまで感染症の対策と施設の管理の問題を並行して受け入れを充足していくか。さらにはコロナ禍から何かの感染が見つかった場合や感染が施設内に広がった場合にどうするかについて利用者に話をすることも、利用する側からするとハードルが上がったという言い方は変ですが、何が起こるかわからない状況の中では、そういったところも見え隠れするところが一つあります。実際の稼働率がどうなのかということも、現実に見ていかなければいけないかと思っています。 その裏では人材不足ということもありますので、ぜひ障害福祉に関わることの魅力の発信を川崎市全体として取り組んでいかないと、障害福祉だけではな

	く、人口が減ってきて高齢でも一般企業で人が足りない状況で、トラックの配送の方もそうですから、ここと競争になってきている状況がありますので、福祉に関わる魅力も発信していくような取組があるとよいと思っていますところ。感想と、こういった方向でどうかというところの意見になりますので、特に回答ということではないですが、少し御意見させていただきます。
伊東委員	細かいところで1点は啓発普及です。どれだけ市民の方に理解をしていただくかということだと思います。先ほどの人材不足というところで、市が独自に予算をつけるのもよいと思いますが、それには市民の方の合意が必要であり、理解してもらうには、その前段として啓発普及が必要だと思います。 また、災害のときに一般避難所に障害者専用スペースを確保するという御意見がありました。これが市民の方々に理解していただけるのかどうか。川崎市の場合、皆が避難所に来てしまっただけで足りなかったためバスで移動させたということが過去にあるので、皆さんが避難する場所に障害者専用スペースができたところを本当に市民の方々が理解してもらえるのか、避難所に行ったけど入れなかった市民が、なぜ障害者だけスペースがあるのかという話になってくるのではないかと、障害者専用スペースの確保を理解してもらうには、市民への啓発活動が必要かと思っています。
鈴木部会長	ありがとうございます。全般的な御意見ということもありますので、お受け止めいただければと思います。
小泉委員	私も、伊東委員の言ったようなバリアフリー化の促進のところで、物などを使うだけではなく、交通機関の駅員などに障害の周知などがとても必要になってくると思います。そういうところにもう少し力を入れていただきたいと思っています。 学校教育について、今メンターカフェを行っており、そこで療育センターから小学校へ上がるときに、特別支援学校を希望してもなかなか入れないということで、希望するニーズを断られてしまい、支援学級ではおむつが外れない児童はケアを受けられておらず、帰りはすごい状態になっていたという話も聞きます。特別支援教育は県の所管ですので川崎市ではないのですが、定員を増やすなどもう少し充実を図っていただきたいと思っています。こういうことがありましたので報告させていただきます。
鈴木部会長	ありがとうございます。周知啓発のところ、また学校、学びの場をどう選ぶのかという大事な問題を仰っていただきました。
隆島委員	このアンケート結果を見て包括的にいろいろ考えるところもありますが、いくつかある中でいちばん問題なのは相談支援、ポイントはその点だろうと思います。そこが、相談支援の数の問題ではなく人材育成に直結しているのだろうと思っています。先ほどもショートステイを断られる話がありましたが、職員のスキルの問題があり、自信がないと受けられないし、強度行動障害や高次脳機能障害、精神障害の方などは職員に高いスキルが求められる割には、その教育体制がなく、そこをどうするのかというところがないと、人材が集まって来ませんし、集まってきてもすぐ辞めてしまう。ちょっと間違えるとすぐ自信がなくなってしまうとなったら、萎縮してしまうのですよね。人材育成と相談支援の質が上がっていかないとならないと、前回のプランのときも思いましたし、今も思っています。前回の調査と今回の調査で相談支援がどこからも挙がってきて、それが改善されていないのかなというところがあり、そこを見直して反省しないと、次のプランをどうするのかというところがないと思って見ていました。

	具体的には、参考資料 1：前回の自立支援協議会からの第 5 次改定版計画の意見にもあると思いますし、相談支援のやり方に O J T がなかなか組みにくい。講演や研修は組めるのですが、O J T の機能が落ちてきているというののもあまりないのかなということと、特に指定管理でいろいろな法人に参加いただいているので、法人間のつながりが希薄かもしれないという気もしています。基幹型と相談支援センターと指定特定という 3 層構造の相談支援の数になっていますが、本当に有機的に O J T の目から見たときに、すぐに相談できる体制が構築されてきているのかというところを、今いちばん疑問に思っています。ここをどのようにプランに反映するか、「連携を強化します」というプランだけではまた 2 年後、3 年後に同じ話が出てくると思うので、もっと具体的に考えていく必要があると思いました。 地域の協議会を作りましたが、その会議は年 1、2 回集まるだけになっていくと事実上、若い人のスキルアップにならず、その点はもう少し濃厚に行っていく必要があるのかなと思っていました。 困ったときにどこに相談するかというのは半分以上、6 割くらいは区役所なのですね。高次脳機能障害でも全ての障害の方が区役所に行く。区役所の窓口は本当に大事だと思っていますので、相談を受けた方がワンストップでちゃんと受けられて、きちんとつなげるのかというところも一度検証をする必要があるかと思っています。これは提案か意見か分かりませんが、よろしくお願いします。
鈴木部会長	ありがとうございます。ここまで委員の皆様方に御意見を聞いてまいりました。事務局から何かございましたら、部分的でも結構ですでお答えいただければと思います。 では、オンラインで御参加の行實委員、渡部委員から何かございましたらお話頂戴できますでしょうか。
渡部委員	全体的に聞き取りにくく会の流れをうまく把握できていないので大変申し訳ないのですが、1 点だけ申し上げたいと思います。 資料 1：4 ページ、事業者のニーズ調査自由記述に「不登校、行きしぶりのある児童の受け入れで収入が不安定になってしまう」とあります。これは事業者にとっては受け入れたいが、受け入れると収入の不安定さにつながってしまうということで、大変難しいということを出していただいていると思いますが、一方でその該当する方の状態に対する支援がどのくらい行き届いているのかということが大きな課題かと思います。早い段階から不登校の子ども数が増えていて、不登校支援というところは障害者たるものでもあるし、一般の健全育成にも関することかと思いますが、この支援をどう届けていくのか大きな課題になっていると思っています。中でも、学齢期や中学校を卒業して高校の段階になっていったときに、フリースクールやサポート校などに通うことがかなり増えてきて、このような子どもたちに対する財政的な支援はないような捉え方をしています。そうすると、行ける子は行けるし、行けない子は行けないということで、結果的に在宅ということを選ばざるを得ないという子どもたちもいます。そこでどういった支援が届けられるのかと見たときに、結果的に対応していける枠組みや誘導がどういう形で存在しているのか、まだ十分にできていないところもあるのではないかと思います。不登校に対する支援というところは、さらに力を入れて取り組んでいかなければいけない点ではないかと思っておりましたので、一言申し上げました。よろしくお願いします。

鈴木部会長	ありがとうございます。今、不登校との関連の中で、理由は障害に起因するもの、そうでないものいろいろあると思いますが、全体で見たときに子どもたちの育ちの中で専門性を生かしたサポートをどのくらい受けられているかといったような御意見をいただいたかと思っております。これも、後ほどあれば市から承りたいと思います。
行實委員	私もあまり聞こえていなかったのですが、ニーズ調査結果を読ませていただいて、次の自立支援協議会と大きく関係しているなというのが全体的な印象でした。施策4：多様な住まいの場の確保で、3点目に入所施設や病院を退所・退院後の地域生活意向は、地域生活をしたいという人が25.6%とありますが、地域生活をしたくないという人が同じくらいいるというのが、今後の私たちの大きな課題かと思います。地域生活をしたいというのが、私たちにとってはそこが大事だといって施策を考えているが、地域生活をしたくないと言われたときに、どんな課題があつてしたくないと考えているのか、また地域生活を安心してできるような施策をどう考えていくのかというところは、大きなポイントかと思って読ませていただいたところになります。感想になりますが、よろしくお願いします。
鈴木部会長	ありがとうございます。最後にお話いただいたところはとても大事だと思っております。「思わない」「全く思わない」というのが、どういう理由によって生じているのかということもあるのかもしれない。 今までいろいろと委員の皆さんから御意見いただいたところですが、その中で市の方から御発言いただけることがあればお答えいただければと思います。
事務局 (山口課長)	皆さんの御意見、御感想で全部網羅してお答えすることはできない部分はあるのですが、概括的なところでお話をさせていただきます。 普及啓発というところで、障害者施策を我々が進めていくときに、障害のない方が「障害者ばかり」という形で捉えられてしまうのは、我々としても本意ではないですし、障害のある方のそういったサービスを受けている方も「こういうサービスが欲しい」というのは皆さんと同じ生活をするため、ニーズを言ったがゆえに、それを実現されたら障害のない方から障害者の方ばかりというような考えになるというのは、お互いによいことではないと思っています。障害のある方が社会、地域の中で暮らすという部分について、これらはどうしても必要で、新たな不平等を生み出すものではなく、一定ラインのところの施策を打つことによって、皆さんが地域の中で暮らしていけるという考えを持っていただけるよう普及啓発の部分も含めて行わないといけないと思います。障害のある方のために一生懸命お金を掛けてやったからよいのではなく、施策を打つ際には理解という部分を併せてやっていく必要があるかと思っています。その部分を計画として書き込めるかどうかという部分はあるのですが、障害に対する理解という部分は、障害の施策を打つに併せて進めていく必要があると考えているところでございます。
鈴木部会長	非常に多岐にわたる御意見ですので、追ってということにしたいと思いますが、山口課長からのお話はとても大事なところであつたとつくづく考えさせられます。障害者権利条約等では、他の者との平等というところで、特別扱いをしているわけではないけれどそう捉えられてしまう風潮もあつて、とりわけ分断などが蔓延する中ではそういったものをどう克服していくのかというのは、市だけではなく市民全体でやっていかなければいけないなとも考えられます。また、障害者だけという考え方のところでは、いわゆる健常者の方にとっても未来の受益者であるといったことも、とても大事だと思つて伺つていたところです。

	一旦ここまでとさせていただき、自立支援協議会からの御意見を事務局から御説明いただきまして、行實委員からも一言賜れればと思います。それをもとに、また議論を進めてまいりたいと思います。
事務局 (石井係長)	<議事について、資料2に基づき説明>
鈴木部会長	御説明ありがとうございます。自立支援協議会の会長をお務めいただいております、行實委員からコメント、補足等がございましたらお願いできますか。
行實委員	先ほどのニーズ調査とも大きくかぶってくるころだと思います。私たちが言いたいのは、相談体制をしっかりとしていくことによってマッチングなどのいろいろな問題が解決するのではないかというのが、大きなポイントでした。相談支援体制としても、やはり人材の問題があるのですが、人がなかなか集まってこないという問題も大きくあり、働きやすい環境をどう整えていくのかというところと、行政などは3年ごとで転勤があると思いますが、民間企業でも人が育てたら部署を異動してしまうということの難しさは大きな問題かと、話が出ていたところになります。 ライフサイクルのところにおいては、18歳の壁と64歳の壁ということで、次のライフサイクルで法制度が変わるところの前で説明をしっかりとしていくことが必要なのではないかという話も出ていたところになります。このような形で皆さんからの御質問をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。
鈴木部会長	ありがとうございます。事務局からの御説明、また行實委員からの補足もございましたが、会場の委員におかれまして何か御質問、御意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。
隆島委員	先ほどのニーズ調査も含めての話になりますが、行實委員が仰った18歳の壁と64歳の壁のことを少しお話ししたいです。18歳になって障害児から障害者になるとバトンタッチされる、64歳では介護保険の1号被保険者になってしまうのでバトンタッチされるという形は到底理解していただけないので、2～3年前から相談支援の中で少しずつ移行を見据えたプランに切り替えていきます。例えば、障害にはあるが介護保険にはない、介護保険にあるが障害にないサービスなど、児童福祉は結構手厚くあるが障害者になったら車いす装具をいきなり作れなくなるなど、いろいろなことがあるので、2～3年前からの相談支援の中で啓発をしながら少しずつ移行をしていくようなプランにしていかないと、サービスを受ける方も理解ができないと思いますので、その辺が相談支援の中で人材育成も含めて考えるポイントかと思って拝聴しておりました。
鈴木部会長	ありがとうございます。年齢の壁のところは人の人生が制度によって分断されてよいのかという、本当に究極のところだなと思いながらいつも考えさせていただいているところです。他に皆様から何か御質問、御意見はございますか。
安保委員	隆島委員からお話いただいたように、制度の移行期については慎重にというか、丁寧な引き継ぎが必要だろうと思っています。自立支援協議会の提案にもあるように、相談支援体制は充実していただきたいと思いますし、見えているのは成人期の相談支援体制であって、児童期はどうなっているのか、高齢期はどうなっているのか、高齢期は障害の支援はどうなっているのかというところも、丁寧な情報収集や引継ぎ、連携、協働も仕組みとして落としていくことも必要なのではないかと思います。 相談支援を行っている立場では、例えば障害のある方の入所施設や学校の教育

	現場に入っていくのはちょっとハードルがあるというか、利用者と関わっていれば入りやすい、児童の計画相談に入っていれば入りやすい、さらにそこから成人期というところではよく連携をしているところも聞いていますし、実際に展開されていると思います。相談支援の、特に委託の相談支援事業所は対象が18歳以上というところで提示されている中では、そういった児童期との連携、さらには高齢期との連携のようなものの体系というか、システムというものが何かあると、さらに連携しやすくなるかという印象を持っています。そういった意見ということで受け取っていただければと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。実務に基づく話をいただけたかと思っています。
伊東委員	自立支援協議会の御意見というのはとてもよいと思っているのと、自立支援協議会に期待するということがございます。人材の不足というのは、とても希望を持ってない状況だと思っています。人口は減っていますし、どこの福祉大学も定員割れをしております。そう考えるとなかなか難しいのかなと。AIが伸びてくるのでホワイトカラーを切っていくというところで、これからは、現場に行く、工場のブルーカラーのようなところにシフトさせていこうという方向性があるようです。そうすると、福祉現場にも人が来る可能性はあるかもしれないと思いますが、それは少し先になると思います。 先ほどの計画相談などにもAIを使えないのか、相談などでもAIが使えるだろうと。例えばアンケートの結果では、何でも区役所に相談するというところがありますが、区役所でAIの相談を試行してもよいのかもしれないです。区役所の職員がオーバーワークにならないように、そういうものを取り入れてもよいのかなと思います。AIを取り入れて、福祉の領域でも少し事務仕事はAIに任せて相談や支援に力に入れられる、私は専門家ではないのでわかりませんが、このAIの勢いを見ていると、5年後にかなりは変わっているのではないかと、それこそ産業革命や活版印刷ができたくらいの歴史的変換期になるのではないかと、と思っています。ロボット、フィジカルAIが機能してくれば、移動支援だとかに使えんと思います。そう考えると、あと少し頑張ればと思うわけですが、あと少し頑張るところは結局、自立支援協議会のようなところで区ごと、地域ごとに細かく見ていくことが重要だと思いますし、期待するところです。各機関の連携やボランティアという話も出てきましたが、市民の力というか、自分の力を何か福祉に活用したいという方はいるでしょうから、その中で出てきたようなマッチングの話というところだと思います。 人口150万人の川崎市が一括で、というのはちょっと無理だと思います。もっと細かな区の単位できめ細かな仕事をすることによって、国の制度では18歳の壁、64歳の壁というのは変わらないのかもしれませんが、そこを丁寧な仕事によって何とか利用者の人たちが不満までいかないようにしていくということは可能なのかなと思っています。
鈴木部会長	ありがとうございます。皆様からどうでしょうか。
隆島委員	ちょっと気付いたことですが、今仰いましたAIなどはとても大事だと思いますし、人材不足というのは、農業などでとても減ってきています。例えば、中度・軽度の知的障害や精神障害の方でも指導者がいれば、障害理解が少し進めば働き手になるということもあるので、就労継続支援A型、B型などだけではなく、そちらの方とのつながりもうまく作っていければ、福祉の人材がもっと重度の障害の方に集中でき、上手な人材育成につながるということで、もっと広く就労も含

	めて考えていくとよいのかなという気がしました。人口が 150 万もいる都市ですから、そういうことも十分考えられるかなと思いました。
鈴木部会長	ありがとうございます。行實委員の下でおまとめいただいた自立支援協議会からのさまざまなお声は、本当に大事なところであったと思います。ニーズ調査とかなり重複するものがあるという御発言をいただきましたが、ニーズ調査というのはかなり網羅的に出ていて、非常に広範なわけではありますが、実際に支援に関わる方々を中心として組織された協議会の中で、より優先順位が高く出てくるといのは、もしかすると取組としての優先順位、重要度を指し示すものにもなるのではないかと考えております。 ただ、その中では安保委員から御意見いただいたように協働というお話もありましたが、これがお題目にならずに実質化しなければならないというところは、本当にこの先やっていかなければならないところでありますし、人材のところも多くお声をいただきましたが、今年 3 月に経産省で 2040 年の就業構造推計というものの改定版が出され、そこでは事務系の人材が 2040 年のときには 80 万人くらい余ると言われております。その部分のところをよい形で労働移動させていくことが重要ということで、移動させる先は医系の産業、情報産業と我々福祉のようなアドバンストエッセンシャルサービス業と呼ばれているところです。そういった労働移転のようなものもしっかり考えていかなければいけませんし、また福祉の現場の中でも A I の活用等によって、厚労省も効率化の報告書を出したばかりだと思いますが、そういったものを現場に広めていく。逆にいうと、まだまだ人海戦術で対応していくというところも多いようで、格差は広がっているのかなと思います。A I、I C Tを活用しているところもあれば全然というところもあって、この辺りのところも次の計画で後押ししていきたいというのが施策の中に入っていくと、より良いものになっていくのではないかと考えております。たくさんの御意見をいただき、ありがとうございます。 では、次の議題に入らせていただきたいと思います。議事（2）第 6 次かわさきノーマライゼーションプラン策定の方向性等について、事務局より簡略に御説明いただき、皆さんで意見交換させていただきたいと思います。
事務局 （石井係長）	<議事について、資料 3、資料 4、資料 5 に基づき説明>
鈴木部会長	ありがとうございます。今後のとりまとめの方向性、スケジュールなどについて御説明をいただきました。皆様から御質問、御意見いかがでしょうか。
志賀委員	これから具体的なプランということで今日参加しましたが、変更に際して社会情勢がここ数年で大きく変わってきており、先ほど子どもの話をさせていただきました。もう 1 つは前回のプランでも障害者計画の 2 番目に出ていた高齢化と重度化の問題です。 今、身体障害者で雇用されている方でいちばん多いのが 65 歳以上です。精神障害者手帳を持っている方の年代でもいちばん多いのは 50 歳代です。知的、発達障害はそうではないのですが、いわゆる国の雇用の質をどう考えるかという問題で障害者雇用代行ビジネスなどいろいろな問題もありますが、福祉の業界で考えてみると、その人たちの重度化、あるいは介護保険の対象になる前の人たちの雇用の質をどう考えていくかというのが大きな問題です。プランでは基本的には雇用・就労の方はステップアップをして就労を目指すしかなく、定着並びに高齢化、逆に心身の健康状態が早く重度化される方もいますが、この辺がプランに入って

	いないのはとても違和感があります。その辺はぜひ検討していただければと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。まだこれは方向性ですので、もしかすると今仰っていただいたところも細かなところには出てくるのかもしれませんが。そこは素案が次のところで出てまいりますので、しっかり読み取りながら、また御意見申し上げたいと思っております。
隆島委員	高次脳機能障害に関して伺いたいのですが、国の指針でも新規で高次脳機能障害の支援センターのことが出ておりますし、この4月に支援法もできたということで、資料3を見ていると高次脳機能障害についての記載があまり出ていません。今は相談体制や支援体制を作っていく非常に大事な時期だと思います。この法ができたタイミングである程度地盤を作っておかないと、なあなあになっていく気がするので、次の計画の中での高次脳機能障害の支援の仕組み、組織、人材のあり方は章を起こしてもよいくらいの問題ではないかと思っています。その辺はどのようにお考えなのか、お聞きしておきたいと思っています。
鈴木部会長	こちらは質問ですので、特に48ページ辺りの体系図の中でどのような位置付けになるかということですが、もし今お答えできることがあればお願い申し上げます。
事務局 (石井係長)	現時点の考えとしましては、施策1のカテゴリーの中に専門的な相談支援体制があり、その中で高次脳機能障害の方も含めて医療的ケアの方など、それぞれの相談支援体制の中でどういったことを取り組むのか、計画の中で位置付けていく予定としています。
隆島委員	施策3には人材育成も当然入ってくるのでしょうか。非常にスキルが要と思います。
鈴木部会長	おそらく多様な場面の中で、その言葉は散りばめられていかないと、多分トータルとしてお支えすることはできなくなるだろうという趣旨かと思っています。
隆島委員	志賀委員の仰るような発達障害の方がだんだん大きくなってこられるのとも、ある意味オーバーラップしてくるような気がします。そのところはいろいろな場面でそれを想定した施策にしておかないと、後手を踏んでいくのではないかなという気が少ししています。
鈴木部会長	ぜひお聞き取りいただければと思います。この計画は第6次計画ということで、令和9年度から14年度という非常に長い期間でありますので、そのことも未来を見通しながら少し先のことを書き込んでいくということは高次脳機能障害にしても、そういった方々の未来を支えることになるかと思っていますので、ぜひともお願いしたいと思います。
隆島委員	資料47ページのプランの構成案第1部では、これまでの計画の進捗状況は今までは数値しか出てこないですね。そうではなく、例えば今の連携のあり方の程度はどうだったのか、次のプランでどこに力を入れるのか、ソフトの部分も少し見直しをする、次につなげるような取組を今行っておかないと、単なるグループホームがいくつか増えましたという報告だけになってしまうと、何かピントがずれてくる気がします。難しいと思いますが、いろいろな御意見をいただいて少し踏み込んでおいた方がよい気がしました。
鈴木部会長	現状の評価について、いろいろな定量的な指標もあるでしょうし、定性的な記述もあるかと思いますが、その辺りをしっかりと前期計画を踏まえて次期計画が作られるというストーリーと言いましょうか、川崎市に住む障害のある方が第5

	期と第6期で違うわけではないので、計画の一貫性は川崎市で暮らす障害のある方々の人生の一貫性だと私は思っております。ぜひその辺りも検討いただきながら、よい形で総括して次の計画に結び付いていくということを、私からもお願い申し上げたいと思います。 他に皆様からどうでしょうか。オンラインで御参加いただいている委員の方から何かございますか。まだまだ議論を尽くしたいところでございますが、この先また細かく見ていくといろいろなことに気づく部分もあろうかと思いますが、先ほど御案内しました意見書でお寄せいただくようお願いできればと思います。 ここまでで議事を終わりにさせていただこうと思いますが、事務局から他に議題等はございますか。
事務局 (山口課長)	特にございません。
鈴木部会長	承知いたしました。他に委員の皆様、オンラインの先生方も含めてよろしいでしょうか。事務局に議事進行を戻させていただきます。マイクやスピーカーの関係でご不便をおかけいたしました。また、私の進行が行き届かず時間をオーバーしたことをお詫びいたします。進行を事務局にお願いしたいと思います。
事務局 (山口課長)	事務局から事務連絡をさせていただきます。初めに意見書をお配りしておりますが、本日言い足りなかった部分やこちらから回答できなかった部分に改めてという部分をお送りしている書式を御利用いただいて、事務局までメールで御提出いただきたいと思います。御意見の受付期間は短く申し訳ないですが、7月6日(月)までとさせていただきますので、御了承いただければと思います。 また、会議録につきましては作成後、各委員宛にメールにて送付いたしますので、内容の御確認をお願いしたいと思います。 第4回、第5回の計画策定委員会につきましては、令和8年8月から9月の開催を予定しております。出欠席の確認について、改めて近日中にメールにてご連絡いたしますので、御確認御回答をよろしくお願いしたいと思います。次回以降の会議では、第6次かわさきノーマライゼーションプランの素案をお示しさせていただきます、より本格的な議論に入っていく形になりますので、御多忙とは存じますが、御協力をよろしくお願いいたします。事務局から連絡は以上となります。 これにて本日の委員会を終了いたします。長時間にわたって御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上